争 6.5 1
2557

労秘第二一三九號

昭和六年六月一日　警視總監　高橋守雄

内務大臣　安達謙藏殿
社會局長官殿
各廳府縣長官殿（八廳府縣）

報知新聞中野販賣所労働争議ニ關スル件

（第一報ニシテ發生）

「日出新聞」

發生	五、二九　解決　六、六
使用労働者	七〇
争議参加者	四〇
關係労働組合	全協系

要旨
（1）擁護交附ハ[illegible]困難ニテ給料ハ[illegible]ナル爲メ[illegible]五月廿九日要求書ヲ提出ス
（2）不回答ハ今[illegible]ト[illegible]要求書[illegible]ト共ニ引揚ゲ所在不明トナル
（3）五月三十一日[illegible]ナリシモ両者會見セズ[illegible]中

記

一、争議發生ノ場所　府下中野町[illegible]通リ一ノ一〇地

一、[illegible]ハ一回ニ付金四十銭ノ給料[illegible]トスルコト
一、夕刊ノ新聞料ハ一回十五銭トスルコト
一、[illegible]ハ従来ノ[illegible]通リ自由[illegible]ノ者ハ[illegible]トスルコト
六、両者ハ即時実施スルコト
一、[illegible]即時六円ヲ支給スルコト
七、[illegible]ハ即時廃止スルコト
一、[illegible]ノ[illegible]ニ對シ金[illegible]ヲ支給スルコト
六、[illegible]ノ給料中ヨリ本人ノ[illegible]ノ賞與スルコト
六、[illegible]ノ費用ハ主任側ニテ負担スルコト
一、主任以外ノ者ハ[illegible]ニ付[illegible]スルコト
一、自由[illegible]ヲ認ムルコト
一、[illegible]一ヶ月十三日[illegible]（一人）トスルコト
六、今回ノ問題ニ對シ[illegible]犠牲者ヲ出サヾルコト
六、争議中ノ給料ハ主任側ニテ全額負担スルコト
六、争議費用トシテ主任側ヨリ[illegible]金五十円ヲ支給スルコト
七、以上ノ條項ハ両者ノ調印ト同時ニ實行スルコト

昭和六年六月一日

報知新聞中野販賣所
主任　[illegible]
従業員代表　[illegible]